

環境社会配慮助言委員会
準備会合/全体会合

日時 平成22年7月9日(金) 15:01~17:50

場所 JICA研究所 2階大会議室

独立行政法人 国際協力機構

【委員】（敬称省略）

石田 健一	東京大学 海洋研究所海洋生命科学部門助教
岡山 朋子	名城大学 学長室助教
佐藤 真久	東京都市大学 環境情報学部准教授
高橋 進	共栄大学 国際経営学部教授
武貞 稔彦（ご欠席）	法政大学 人間環境学部准教授
田中 充（ご欠席）	法政大学 社会学部及び政策科学研究科教授
谷本 寿男	恵泉女学園大学 人間社会学部国際社会学科教授
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部総合政策学科准教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部人間環境学科教授
早瀬 隆司	長崎大学 環境学部教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部教授
日比 保史	コンサベーション・インターナショナル日本プログラム代表
平山 義康	大東文化大学 環境創造学部教授
福田 健治	響法律事務所 弁護士
松下 和夫	京都大学 大学院地球環境学堂教授
松行 美帆子	東京大学 大学院工学系研究科都市工学専攻特任准教授
満田 夏花	国際環境 NGO FoE Japan
村山 武彦	早稲田大学 理工学術院創造理工学部教授
柳 憲一郎	明治大学 法科大学院教授
山本 充弘	社団法人 海外環境協力センター参与

【有識者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院 総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授 （新 JICA 環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会座長）
-------	--

【事務局】

粗 信二	JICA 審査部理事
岡崎 克彦	JICA 審査部長
西野 恭子	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課長
河添 靖宏	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課長

午後3時01分開会

河添課長 今日、ご欠席の方がいらっしゃいまして、武貞委員と田中委員はご欠席です。村山先生におかれましては、今日はお話もいただくこととなりますが、3時半ごろにいらっしゃるということで、そう意味では議事次第が変わる可能性がございます。松行先生も遅れていらっしゃるということになっておりますので、あらかじめご案内させていただきます。平山先生、石田先生は後でいらっしゃいます。

今日は準備会合ということでご案内させていただいたのですけれども、この会を始めるにあたり、準備会合となぜお話ししたかという、これはまだ皆さんに委嘱をさせていただいていないところ、その様な状況で第一回目の会合として行うことは出来ないのではと考えた次第です。この場でお話しさせていただきたいのは、助言委員としての守秘義務に関する同意書の趣旨です。既に同意書をいただいている方も大勢いらっしゃるのですが、念のため、確認させていただくと、助言委員会では、協議を行うために、内部検討中の報告書等をお渡しします。その一方で、中には秘密の情報もあるわけです。その秘密の情報というのは相手国政府が我々 JICA との間でのみ情報提供するものです。あるいは中には貴重種の情報なども含まれる可能性が高いということで、JICA の側から秘密であることを申し出た情報について、遵守願いたいという趣旨のものでございます。すべて秘密にしたいということではございません。そういう意味でご理解いただければと存じます。この場で、今の同意書の趣旨についてご了承いただけるのであれば、この会合を全体会合の第1回目とさせていただいて、このまま進めたいのですが、如何でしょうか。ご理解いただけるのであれば、ここから先は本会合ということで、議事録もと、公開するような形で進めさせていただきたいのですけれども、よろしいですか。

はい、ご理解いただきましてありがとうございます。

では、こちら全体会合の第1回ということでアジェンダを進めてまいります。よろしくお願いいたします。

本日、会合の議事次第として、ご覧いただいている準備会合というところは全体会合として置き換えてご理解いただければと思います。

では、審査部担当理事の粗より、ご挨拶をさせていただければと存じます。

粗理事 ご紹介いただきました担当理事の粗でございます。よろしくお願いいたします。座ってお話をさせていただきます。

皆様、ご多用の中、環境社会配慮助言委員会の全体会合、晴れて第1回ということでございますけれども、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ご案内のとおり新ガイドライン、2008年2月から合計33回と聞いておりますけれども、有識者委員会会合を経て無事策定されて、7月1日から施行されているということでございます。後ほど、この有識者委員会の座長を務められた原科先生からお言葉をいただいて、ガイドラインの策定経緯やこの助言委員会への期待ということについてお伺いできればと思っております。

JICAとしましては有識者委員会の議論から意思決定プロセスの透明化、あるいは情報公開、多様な開発関係者の参加の促進、戦略アセスメントの実施といった貴重な助言、教訓を得ることができたと思っております。これはJICAが実施していく事業の多くの人への披瀝とか、それからそういう事業の実施を通じて広く国民の理解を得ていくというために非常に重要なポイントでございまして、JICAとしてはこういうふうに来上がった新環境社会ガイドラインをきちんと普及して遵守していきたいと考えております。

新ガイドラインは4点、非常に改善されている点があると理解しております。情報公開の拡充、それから助言委員会の関与の拡大、それから適用対象事業の包括化、4点目として要件の拡充。この点は実は私は国会の委員会でもご説明をさせていただいておりますけれども、非常に他の同種のものとは比べて革新的な踏み込んだ内容になっているのではないかと思います。特に助言委員会の関与の拡大につきましては、従前は協力準備調査のみ対象でしたが、新しいガイドラインの下の助言委員会では案件形成段階から事業の実施、それからモニタリングに至るまで関与をしていただくということになっております。これを実施していくためには助言委員会に諮る件数が非常に増えますので、これに対応するために少数の委員でワーキンググループを設けて、各案件について十分な議論を行うという仕組みも導入することにいたしております。

この環境社会配慮確認のプロセスに外部の専門家の方からなる第三者機関が係わるという仕組みは、世界広く見渡してもほかの援助機関にはなくて、JICAが先駆的に導入したものでございます。JICAがこのガイドラインを適切に運用していく上で、実際の運営というのが非常に重要かと思っております。助言委員会からの専門的見地の助言を受けて、意思決定、このプロセスの透明性を高めながらJICAが案件を審査し、意思決定を行うシステム、これを確立して、スムーズな運営を行っていきたいと思っております。

一方、環境社会配慮ということをきちんとやっていくことはもちろんですが、相手国の要請に迅速に responding していく必要もございまして、これはいろいろな外部の関係者の方から、例えば円借款の迅速化ということが求められていて、行政刷新会議等々でもそういう課題も与えられているということでございます。配慮をきちんと行うということと迅速化、そういうものの両立を図りながら運営をさせていただければと思っております。

全体としてJICAは審査機能の拡充ということに取り組んでおります。それから実施した事業のモニタリング、評価、これの結果を次の案件形成に生かしていく仕組みを整えている最中でございます。環境社会配慮に対する要請というのは年々高度化しているわけですが、一方、前向きな点を申せば気候変動対策を環境社会配慮プロセスに取り込むことも、今、援助機関の間では議論されております。JICAとしてもどういうふうにすればそういう対応が可能になるのか検討しているところでございます。こういう世界の最新動向も踏まえながら事業の高度化を図っていきたい、こう考えております。

今回、委嘱させていただく皆様の中には前の審査会のころからご支援いただいた委員も多いわけですが、引き続きご指導賜ればと思っております。また新たに助言委員となられた皆様におかれましては、ぜひ専門的見地からJICA事業をよりよくするためのご助言を賜りたいと思っております。どうぞよろしくこの委員会のご審議をお願いいたします。

河添課長 ありがとうございます。では、引き続きましてこの環境社会配慮ガイドライン、JICAのガイドラインの策定プロセスに貢献していただいた有識者委員会の座長を務めていただきました原科先生のほうから、これまでの環境社会配慮ガイドラインの策定経緯及び助言委員会への期待ということでお話をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

原科教授 ご紹介いただきました原科でございます。今日からいよいよこの助言委員会がスタートする、大変嬉しいことだと思っております。このプロセス、今、粗理事からご紹介がありましたように2年間にわたりまして、大変にインテンシブ、密度の高い議論をしてまいりました。2年間で33回でございます。それ以外にこの助言委員会に関するワーキンググループをあと2回開きましたので、35回打ち合わせをしてまいりました。ということで、本当に皆さんの積極的なご参加、ご協力がありました。

とりわけ事務局は大変苦勞されて、毎回資料の用意とか、それからいろいろな議論を整理して、議事録をきちっと作って、そしてまた各メンバーがそれを確認しなければならないという面倒くさいことがありましたが、全部やっていただきまして、そういうことできちんとした記録が残っております。資料、それから議事録が全部きちっと残っておりますので、これはこれからのこの助言委員会の運営においても大変役に立つと思っております。それぞれの条文、どんなような趣旨で、これが決められたかとか、これを確認できます。そんなことでございます。

この2年間、特に大変だったのはやはり2つの違う組織が合体して、その下で仕事が大きく変わりました。それぞれお互いに相手の組織を知らないわけですから、そういういろいろなことを、特にある種のカルチャーといいますか、そういうようなものが違うので、そういうよう

なこともありまして、なかなか調整に苦労したと思います。これもご担当の皆さん、大変ご苦労があって、結果的にはいい方向に行ったと思っております。

それで、私はJICAのガイドラインそのものは、今、粗理事がおっしゃったとおりでございまして、相当程度前進があります仕組みとしまして。これは私は国際学会、国際影響評価学会という学会の会長をこの4月までやっておりまして、International Association for Impact Assessmentといいます、IAIAといいます。今日は今朝出掛けに一つ追加でこの資料を付けてもらうようにメールでお送りして、ニュースター、こういうような組織です。皆さん、何人かはご存じと思いますが、こういう組織がございまして、この組織に私は初めて日本人として会長になりました。これは30年以上の歴史があるのですが、日本からは初めてなんです。どうして会長に選ばれたかいろいろ考えますと、日本のアセスメントがすばらしいからではありません。日本のアセスメントは遅れていますからね。遅れていて、いつも私は何とかしろと言っている立場ですから、これは日本の国内がいいわけではないんです。ではなぜかといったら、一つは日本がようやく国際水準に近づいてきたということです。国際水準にはいっていないんですが、もう一息だと。そういうことがあります。もっと大事なのは、むしろ国際協力、こういうODAとか、あるいはJBICの国際金融、そういう分野で世界をリードするような仕組みをどんどん作ってきたんです、この10年間。むしろそっちが評価されたのではないかと思います。

この会長選挙はノミネーションがありまして、ノミネーション委員会です。まず二人候補者をノミネートして、それで今度選挙をやる、投票で。だからそう簡単になれないんです。ノミネートするにはその資格、クオリフィケーションがありますね。そういうことでどういう貢献をしたかチェックするわけです。それから世界中の会員が投票します。ですから、これはJICAの活動とかそういうのが世界で評価されて、日本の国際面の活動は表から見えますから、それでなかなかいい仕組みを作っているということがあると思います。

従来のもので良かった点は、ほかの部分は大体似ているのですが、一つ違うのは異議申立制度です。コンプライアンスです。これは二国間のこういう援助機関では初めてJBICが作りまして、そしてこれと同じ格好でJICAも作りまして、JICA、JBICと両方持っているわけです。今もそういうことで、その辺は大変重要なことで、国際機関だからコンプライアンスは何とかあいう格好で作れるけれども二国間では無理だよという議論もありました。だけど、それを越えて人類共通のあり方を考えた場合にはコンプライアンスは共通ですから、だから二国であろうとなかろうと必要だという理解を受けて、そういうのを作りました。これは

本当に評価されまして、国際協力銀行のガイドライン作りを一緒にやった前田さんという方、今幹部の方ですが、彼は国際会議に行くと日本のJ B I Cはすごいものを作ったんだと前田さんは褒められると言っていました。大したもんだなと言われて、それはもう大分前の話ですよ。

そんなことで、そういう仕組みを作ると、それは評価されます。問題はその運用です。ということで、それをこれからしっかりお願いしたいと思います。

コンプライアンスというのはあくまでもルールを遵守するためですから、これは1つ大きな枠の話ですね。しかし、そのコンプライアンスのところまでいかないと、異議申立が出る前にちゃんと審査をしてくれれば異議申立に来ないわけですよ。松下先生もJ B I Cの審査役をやっておられて、私はJ I C Aのほうをやってきましたので、それぞれありがたいことにややこしい仕事がなく助かっています。つまりちゃんと審査しているのです。助言委員会でチェックをしていけば審査がよければ異議申立はやたら出てきません。これまでのところはそういうようなことで、前の段階でしっかりチェックしたおかげで異議申立はまだ来ていませんから、これはむしろ安全面ということだと思います。

そこで助言委員会が大変重要です。さっき2つの組織が合体したので難しいと申し上げたのは、従来、J I C Aは既に助言委員会に相当するのにはありました。審査会と呼んでいました。ところがJ B I Cにはなかったんです。ですから2つになったとき、これを両方をカバーするものにするか、あるいは従来のJ I C Aのやっていた業務だけに絞るか、そこで大分議論がありました。しかし、要するに審査をきちっとやるということは共通ですから、そのときにやはりきちんとした審査をしたということを示すためには外部の第三者、皆さんですね。こういった専門家の関与がないと国民に対して説明責任を果たすのが難しいでしょう。今、ODA予算もずいぶん減ってきています。今、特に、お金が足りなくなってきましたね。その影響で大学の予算も減らされて困っていますけれど、そんな状況ですからODAも今減らしていますよ。そういうときに私は、でも本来は、ODAは軍事費を減らしてでもやるべきだと思います。しかし、やるべきだと思うけれども、それはいいものでなければいけない。変なことをやったらかえってマイナスですからね。いいODAはぜひやるべきです。例えばJ I C Aの技術協力は大変評価されています。予算の規模は大したことないと思いますけれども、そういうものをどんどん減らそうという動きがありますから、そうすると国際貢献、真の意味の国際協力をやるためにはやはりきちんとしたものになっているということを示すという、そういうことが必要なんです。助言委員会にはまさにそういう役割があります。ネガティブなインパクト、しかもこの枠組みは環境アセスメントがベースであります。日本式の環境アセスメントよりも

と広い概念で、環境と社会と両面です。環境社会配慮といいますね。ですから、本当にネガティブ・インパクトはきちっとチェックするんだ。公開の場でそのことをやることによって、その客観性を保つとともに、もう1つは透明性、国民の理解を得る。きちっとチェックしていますよということです。理解を得るといことはすごく大事です。

そのときにJICAが自分で審査したから、これでいいんですよという話は通らないでしょう。だから助言委員会にチェックしていただいて、すべてではありません。重要な案件に関しては助言委員会の皆さんのご意見をいただいて、きちっと判断していくということでございます。ですから、本当に皆さんに期待しておりますので、そういった役割だということ、もちろん皆さんよくご存じですが、お願いしたいと思います。

こういった仕組みは日本の国内ではかなりやっています、47都道府県すべてが今、条例アセスをやっています。すべての都道府県で審査会を持っています。ということで日本国内では一般的ですが、国際的には意外とそうでもないようでございます。ただ、世界銀行で持っていないのは理由があります。それは日本経済新聞の経済教室、これにより説明しましょう。本当はこのほうが、もともとこの大きさなので読みやすいのですが、ちょっとコンパクトということで、皆さんのお手元には、これを半分にしてしまったから、大変年寄りには見づらくて申し訳ないです。でも、ここに書いてあります。見ていただくと、右の下のほうです。2段目の左の後ろです。2番目の一番最後のパラグラフです。「このような制度は世銀などにはないが」と書いてあります。どうしてJICAが持っているか説明しています。「JICAは置かれた状況が異なる。国際機関である世銀の理事会では、各国からの理事が一定の緊張関係にあります」。だから両方から、あることに関してプラス評価、マイナス評価、どンドンぶつかるんです。というようなことがあります。組織内で環境社会配慮審査の客観性を保っておかないといけない。そういうので、できるだけ客観的にというインセンティブが強く働きます。そういう点では一般的に言って一国の機関ではこれはなかなか働きにくいところがあります。これはメカニズムなんですね。

また、世銀の専門家は実は環境影響の専門家250人います。社会影響が150人、足して400人です。そういう人を雇って審査しております。一方、JICAの事業規模は日本は公務員を減らそうという感覚ですから、公務員並みに人も減っています。JICAの事業規模は世銀の6割を超える水準です。1兆1,000億円ぐらいでしょうか、今。ドルで換算すると3分の2を超えるような感じになってまいりましたが、審査部にはなんと20人しかいないんです。大変だと思えます。そういう状況ですからリソースが厳しいんですね。だから、そういう意味ではアウ

トソーシング的な意味があります。ということで、その意味でも外部の支援が必要だと思いません。

こういう背景を考えれば、JICAが助言委員会を持っているのは妥当であると私は考えています。助言委員会を透明に運営できれば、世界に対して環境社会に配慮した新しいモデルを示せるということでございますので、この点を期待しております。ということでございます。

それから異議申立の仕組み自体はさっき申し上げたように既にもうございますけれども、今回また大きな進歩があります。それは異議申立できるタイミングが従来は遅かったのですが、今は思いっきり早いです。新ガイドラインの下では世銀と同等に早期からの異議申立が可能です。案件を公表して、ウェブサイトに乗せた段階からも可能だという、そこまでいっていますから、これはもう本当に早いです。ということでございます。

ただ、実際はその段階では出ないと思います。でも、そこまで窓口を広げてしまっている。このスタンスがすばらしいことだと思います。ということでコンプライアンスのほうもしっかりとした世界標準、世銀並みになっています。ただ、そういったシステムを使わないですむように助言委員会でしっかりと助言していただいて、適正な審査が進むようにしていただきたいと思っております。

もう一つ。朝日新聞の「ODA、環境配慮は十分?」。これは新JICA10月発足ということで、2年前になります。2008年8月ですね。先ほどの日経の経済教室は先月出たばかりです。これはちょうど7月1日からスタートするので、それに合わせて出してくれたんですが、2年前は朝日新聞で扱ったんです。写真の顔と中身が合わないので変だなという人もいるかもしれない。もともとこれはさっき申し上げた国際学会のIAIAの会長になったので、朝日新聞が「ひと」欄に掲載したいということで、カメラマンを連れて2人でやってきたんです。表で芝生のところでニコニコ写真を撮って、「ひと」欄に出ると言っていたんです。そのとき最近の話題はという話がありまして、ちょうどJICAの委員会が始まって少したったときで、この話を申し上げたら、それは大事だと。「ひと」欄よりもこっちのほうが大事だということになって、一面使って紹介してくれたんです。たまたまそういうようなことがあって一面使ってくれて良かったんです。

そういうようなことで顔がマッチしないのですが、中身は深刻なことを書いてありますからね。誰かに言われました。顔と中身が合っていないと言われたので、そう言えばそうかなと思います。しかし、今となればこの顔でいいですよ。今、この段階では。2年前はどうなるかわからないことで大変心配していました。それはさっき申し上げたように2つの古い組織が合体

したので、いろいろな食い違いがあって、その調整に手間取っていた。そういう状況でございますので、大変だったですね。

そのときにどうしてこういうものが必要かということを説明したんです、新聞記者の方に。それでよく理解されたので、何度も取材に来られた、こういう紙面を構成されました。

これまでいろいろな問題があった。そういった問題を解決するにはどうしたらいいか。これは2つあります。1つは事業評価、これをしっかりやる。費用対効果。これが常に問題になります。もう1つはネガティブなインパクト、環境社会配慮をしっかりとやる。この両面が要るんです。ということで、それをちゃんとやればいいことができるはずです。

ということで、私は、ODAは日本にとって大変重要な国際貢献なので、特に軍備を持たないということで進めてきたはずですから、そういう日本憲法に基づいて考えたらそうですね。方針を変えれば、それをしっかり受け止めると思います。

現実、国防費は今なんと5兆円です。これはむしろODAでしっかり仕事をやっていただき、お金のことを言えばトータルで見たらODAを減らすべきではない。ただ、今、世論は事業評価とかで減らそう減らそうになっていますから、それに対してきちっとした答えを出せるようなことをお願いしたいと思っております。

ここに書きましたことは、従来こういうことが問題になったと書いてあります。これはぜひお読みいただいて、そういうことが起こらないようにこれからしていただきたいので、ぜひそういうことを踏まえた上でお考えいただければと思います。

それから、さっきの日経経済教室に表があります。これはプロジェクトサイクル、一貫して行うようになった。これも大きな変化です。従来はJICAの分担は技術協力、ODAの円借款部門はJBICの分担でした。そして、JICAの案件形成段階は離れていましたので、一貫性がなくていろいろ苦労しました。今回はこういうことで一貫した格好になりましたということです。ただ、プリパレーション段階で協力準備務調査という新しいスキームができましたので、そこでまたいろいろ議論が出ました。よく分からないですからね。ということで、それをきちっとやるのが大事です。その段階の情報公開とか環境社会配慮のチェックを十分やっておかないと、あとの段階で困りますので、このようなことも出てまいります。

それから、案件形成段階から、審査、レビュー段階、そして事後のモニタリング、フォローアップという、全体を一貫してくるということは、実はこの助言委員会も審査のプロセスですね。いろいろなところで、そういった段階でも助言が求められることが出てまいります。ということで、皆様方にとってもできるだけ長くお付き合いいただきたいと思っております。そういうよ

うなことでございますので、案件によっては私のお願いとしては、ぜひ、サイトビジットをお願いしたい。現地をJICAの専門家の方と一緒に訪れていただいて、難しい問題などは現場を見ていただいて、そういったこともどんどんやることによって、また新しい情報がそれぞれの委員の方に入りますので、そういう経験も積んでいただいて、よい審査、よい助言をしていただくようになってもらいたいと思っております。

それでは最後にさっきの英語の文の中身、これは何書いてあるか。これは皆さんよくご存じのことなので、これはむしろIAIAの会長としてのメッセージです。日本は頑張ってきたということと、JICAのガイドライン、ちょうど作っていましたので、今作っている最中なので、皆さん期待してくれというようなことで世界に情報発信しました。

下に写真があるでしょう。東京とニューヨークの比較の写真で、私は放送大学でもう16年も放送してきたので、ご覧になった方がおありかもしれませんが、東京とニューヨークの比較写真をずっと、これは何回か撮り直しましたが示しました。言いたいことはこれで明らかだと思います。左側が東京で、右がニューヨークです。都心から10キロほどです。わずか10キロで、これだけ土地利用が違います。これはカラーだと明確に分かります。右は緑がいっぱいでしょう。左はまだ緑がほんの少しですね。ほとんど開発されています。これはプランニングがなかったからです。だから、そういうことでしっかりとプランニングをする。戦略的なアプローチがなかったですね。こういった問題を解決するにはどうしたらいいかと考えると、今我々の分野で共通の議論、戦略的環境アセスメントです。戦略的環境アセスメントをやることによって、こういった問題が解決し得るんです。ちゃんとやらないとだめですが、し得るということで、こんなことで、そういうような戦略的アプローチということで、実は我々国際学会では戦略的アセスメントは世界中でやっています。これも日本は遅れている。

いちばん最後のページをご覧ください。去年の中国、香港です。香港でSEAの国際シンポジウムをやりました。私も会長として同席しましたが、見てください。香港の人が中心ですが、欧米からもたくさん人が来ているでしょう。こんな具合で、中国は環境配慮、いろいろ問題がありますが、こういうようなところはしっかりやっていますSEAをどんどんやっています。

それから、環境アセスメントを年間に3万件ぐらい。ミニアセスも多いと思いますが、3万件。日本は極めて少ないです。国がアセス法の下で20件ぐらい。地方自治体が47都道府県すべてが制度を持っていますが、全部合わせてたった50件です。足して70件です。中国は3万件です。日本がいかに少ないか。いかに遅れているか。そういうことです。

ではアメリカはどうか。アメリカはもっとすごくて、国だけで3万から5万件。州の制度も

ありますから、足すと6万～8万件。あとは数えられないくらい。そのくらいのレベルやっています。ですから、日本の70件に対して1,000倍です。そのくらいやっています。

ということはアセスメントに対する理念が違うということです。ちょっとでも影響がありそうなら、まずチェックしましょうという考え方です。実はJICAの環境社会配慮ガイドラインはちょっとでも影響があったからチェックしましょうという、国際水準の考え方です。だから、カテゴリABCと分けています。Aというのはかなり影響がありそうなものです。Bはそれに準ずる。Cはこれは大丈夫だ。だから、最初のスタートポイントではすべてが影響があるのではないかと考えてやるんです。これが国際水準です。日本国内はそうやっていないんです。日本の制度もJICAを見習って、そういうことにしてもらいたいと思っているんですが、JICAは国際水準です。そういうようなことで案件も結構多くなるかもしれませんが、皆さんにはご苦勞おかけするかもしれませんが、いろいろ事務局としてはその方法に対して工夫をしておりますので、そういった案件処理もうまくいくようになると思います。

では、そろそろ切り上げさせていただきます。よろしいですか。

河添課長 ありがとうございます。本当に長い間ガイドライン策定にお付き合いいただきまして、またご指導いただきまして、本当にありがとうございました。

原科教授 私は何でここに来ているかというと、委員長だったとか座長だったこともありますが、今は7月1日からコンプライアンスの審査役ですので、審査役としては私のほうに仕事が回らないように、助言委員会でしっかりやっていただきたいというお願いでございます。

河添課長 ご紹介するまでもなく、委員ご自身でお話いただきました。異議申し立ての審査役もお願いしております。これから、しばらくの間ガイドラインを見守っていただくというかたちになっています。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、引き続きですけれども、助言委員会の前身として旧ガイドラインにおいて、社会配慮審査会という会合がありました。助言委員会と似たような機能を持っていたのですけれども、2年超にわたりその会合が行われてきたわけですけれども、そちらの教訓あるいは助言委員会のこれからの運営に向けての提言を、審査会の委員長を務めていただきました村山先生のほうからお話をいただければと思います。

スクリーンの整備ができましたらお願いいたします。

村山委員 ご紹介いただきました村山と申します。私自身は助言委員会の前身に当たる環境社会配慮審査会のほうに、当初から委員として係わってまいりました。助言委員会はまた別の

形になりますが、これまで行ってきたことを少し振り返って、助言委員会につながるようなことがあればということで、少しお時間をいただいております。

次、お願いします。

環境社会配慮審査会の活動ですが、先ほど原科先生のお話にもありましたように、審査会では主にカテゴリーA。案件によってはカテゴリーBについて議論するというようになっておりました。2つ目の点のところにありますように、審査会では答申を出すということを前提に個別の事業について審査を行ってきました。

この段階では、事業を所管するJICAの内部の部署に加えて、実際に現地で調査をされているコンサルタントの方々にご説明を受けて、いろいろ議論をする中で答申を最終的にまとめていくということをやっておりました。原則として、2週間に1度集まって議論するという形で、内容によってかなりプロセスは変わっていたのですが、次のシートにありますように開発調査の段階でカテゴリーA、しかも本格調査の段階という限定ではありますけれども、主に赤で示している3つの段階で議論をしていました。

実際には、2つ目の段階はスキップすることが多くて、最初のスコーピングという段階と、それから3つ目のドラフトファイナルレポート、すなわち最終的な報告書の直前の段階で議論するということが主な仕事ということになっておりました。

委員ですが、これまで2つの時期、すなわち最初の2年間の第1期と、それから、こちらでは2006～2008というふうになっていますが、実質的には2006～2010の先月まで続いた第2期で行われて、こちらにありますような所属の方がお集まりになって議論したということになります。

次のシートから何枚かで、答申の内容について少しご紹介したいと思います。個別の項目についてはご紹介する時間はないのですが、2004年から4年間の答申を少し調べて傾向をまとめたものがあります。これを少しご紹介したいと思います。

事業の種類ですが、こちらにありますように、比較的多かったのが、道路、それから地域総合開発とか橋梁、水資源、電力あるいは鉄道といったものがありました。資料では次の2枚が同じものになっていて、恐縮なのですが、こちらのほうが答申の中で指摘されて項目を少し分野ごとに分けたものです。ちょっと細かく分けすぎてしまっているのですが、大きく2つに分けると、いわゆる環境、自然環境あるいは環境汚染に係わるものが、生態系への影響から、下のほうのそれ以外の環境影響というその辺りが含まれています。ステークホルダーというところから社会環境への影響というあたりが、それ以外の環境への影響ということになっています。

案件の特徴でもありますけれども、環境汚染、自然環境の問題もさることながら、ステークホルダー協議、あるいは住民移転、あるいは補償という問題もかなり審査会では扱ってきたということが、この図からお分かりいただけるかなと思います。

次のシートはそういった内容を案件の分野別に分けたものですが、こちらも細かくて恐縮なのですが、一番左が生態系への影響というもので、これも割と少なくない状況です。特に水資源とか橋梁、電力といったあたりは比較的多く出ております。それから、ステークホルダーの関係が少しオレンジっぽい部分ですが、それも比較的多くて、例えば廃棄物とか水道とか、それから道路とか、あるいは電力の辺りでも結構あるかなと思います。あと、住民移転も事業分野によっては、例えば道路、橋梁のあたりでは結構議論の対象になっているというようなことが、こういう分類で分かるかなと思います。

次のシートは事業の段階別に答申の内容を分けたもので、最初のSがスコーピング段階、2つ目がIRというのがインテリング・レポートで扱った場合。それからDFRというのがドラフトファイナルレポートで、これはほぼ最終段階。次のFUというのがフォローアップを続けて調査した場合に出されていたものということです。

フォローアップのところは全部黄緑になっていて、ここは分類がフォローアップというものだけしか挙げていなかったものですからこうなってしまうのですが、上のSとかIR、DFRのところではフォローアップすべき調査の内容とか、紫にありますように、文書の内容をもう少し充実したほうがいいのではないかなというようなことが比較的多く出てきています。それに加えて、赤っぽいところが代替案に関する意見なのですが、初期のあたりで、代替案の内容についての議論がよく出ている。更に加えてお話ししたいことは、事業の必要性という項目があります。これも案件によっては議論の対象になることがありました。IR、DFRの、特にDFRのような最終段階になっても事業の必要性については議論がされるという案件も、すべてではありませんが合ったということです。

最後の2枚でこれまでの活動を通じた意義と課題というようなところを少しお話ししたいと思います。これまで、審査会という形で行ってきいづつか意義があったかなというふうに考えております。1つはいろいろ説明を受けて議論をする中で、レポートの内容が徐々に改善されて行く。これは非常に初歩的なミスも含めていろいろな点で改善がされたのではないかな。加えて、2番目に挙げてありますように、根拠の明確化、もう少し明確な記述にしたほうがいいというようなこと。それから3番目に挙げてありますように、追加として調査を提案するというようなこともありました。

審査会の中で説明会あるいは答申の協議というかたちで会議を開いていたわけですが、そういったところでJICAの方とも話をする機会がありましたし、現地のコンサルタントの方々ともお話しする機会があった。ある意味で、緊張感を持って議論することができたのではないかと思います。

一方で、かなり大規模な案件があって、どちらかというところそういった案件については事業を進めるといって提案が出てくるものがあったわけですが、大規模になればなるほど不確実な情報、要素が出てくる。そういったことについては審査会から慎重な意見が出ることもありました。中には、答申以外にも付加的な意見ということで出てきたものもありました。これに加えて、最後の6番目ですが、審査会は公開で行われていましたので、外部の方も参加して、場合によっては意見もいただくというかたちで、様々な意味での情報提供もあったと思っています。

一方で、課題もいくつかあります。1つは事業の位置付けの明確化ということなのですが、JICAの担当部の方、あるいは現地で活動されている調査団の方は本当にその事業について熟知されていて、かなり具体的な内容について議論をされる傾向があるのですが、一方で審査会の委員の方々は初めて聞く内容が結構多い。その事業が一体どういう位置付けで進んでいるのかということがあまり明確にならないうちに議論が進んで行くという点がありました。この辺りがもしかすると今後もあるかもしれないなという気がしています。

それから、先ほども少し話しましたが、なぜその事業が必要なのか、あるいはこういった事業でいいのかという妥当性についても、わりと初期のあたりで議論になるということがありました。このあたりをどういうふうに進めて行くのかというのが1番目です。

それから2番目は案件の初期の段階、それからスコーピングの段階での議論というのがありますが、こちらのほうが最終的な報告書に比べると非常にいろいろな段階での事業の内容が出てくる傾向があります。例えばかなり具体的にになっている事業の段階もあれば、まだよく分からない、こんな事業を考えているといった、情報がまだ十分ではないという段階も出てくる場合があります。ではそういったところでは、どういう情報が出てくるべきか、ということはたびたび審査会では議論になっていました。その意味ではこの段階での情報の標準化ということがある程度進めばいいのかなというふうに考えています。

更に、先ほど原科先生から、戦略的な環境アセスメントというお話がありましたが、こういった段階ではまだ自由度が高いものが結構ありますので、代替案を含めて議論がされる可能性があるわけですが、その当たりの情報が十分ではない場合があります。一体何が決まっていますか

何が決まっていなかったのかということも、もう少し明確にして行くといいのではないかなという気がしています。

それから3番目は現地との関係ということなのですが、これまであまり、現地に実際に行って委員が調査をするということはありませんでした。その代わり現地の情報を様々な形で提供していただくということがあったのですが、メンバーの間で必ずしも十分にそういった情報が共有化されているということではなかったような気がしています。その辺も少し関係するのですが、日本の事情と現地の事情がどこまで違うのかということもあまり明確にならない中で議論が進んで行くという、そういった点も少し課題ではないかなという気がしています。

4番目は、先ほども申し上げたのですが、大規模案件への対応ということがあります。これはすべてではありませんが、事業を進めようとする方向と、審査会として外部からどういう議論を展開するのか、このあたりについては今後もあり得るだろうと考えています。

それから5番目はですね、これまでJICAで、審査会で扱ってきた事業については開発調査のような形で、調査の段階で終わってしまうということがわりと多くありました。その後一体どうなっているのかということとはよく分からない。今後はそういった調査を踏まえて実際にどういった事業になっていくかということが継続して議論ができるかもしれないが、調査して、答申を出したものがその後どうなっていくかということも課題かなというふうに考えています。

最後に委員の負担ということです。対象となる案件に応じてこれまで比較的多くの答申を請け負うというかたちがあって、時にはかなり委員から意見が出てきた。もう少し時間をかけてやれないかというような話しもありました。そういった意味で負担の適正化ということも、課題の1つにあったということになります。

あくまで、これまでの事業に対して、審査会というかたちで係わってきたことの経験と課題ということですので、これから共通して議論になるものもあればそうではないものもあるかと思いますが、ご参考になれば幸いです。以上です。

河添課長 はい、ありがとうございました。

今までの審査会の議論ということで、一番最後にまとめていただきましたけれども、その点を踏まえまして、助言委員会の設置及びこれから運営を始めて行くわけです。これまでの教訓を是非活かしながら、改善を図りながらぜひ取り組んでいきたいということを我々も意識しております。

ここで議事次第の次の部分に参ります。

私のほうからですけれども、簡単に助言委員会の設置要項及び運営に関するご説明をさせていただきます。

原科教授 その前にちょっと質疑応答はなくていいですか。私はともあれ、村山先生のは、経験談だから。

河添課長 先生のところも含めて、もしございましたら、いかがでしょうか。

松下委員 ご説明ありがとうございました。先ほどの村山先生の報告の最後に、課題の1つとして委員の負担ということがありましたが、これは具体的にどういった課題があったのか少し詳細にお話いただければと思いますが。

村山委員 おそらく助言委員会が扱う案件よりは審査会で扱った案件のほうが少なかったと思うのですけれども、平均的に答申を出すべき案件が出てきていたのではなくて、比較的疎密があって集中して出てくるような時期もありました。説明を受けてから答申のためのコメントを出すのに大体一週間くらいで出してほしいというようなことでお願いをされていたわけですが、時期によっては一週間でもかなり厳しい。最後の最終的な報告書の案のようなものと、結構分厚くて、それを読んでからしっかりとコメントを出さないといけないというようなことで、それが本当に上手くできるものもあれば、そうでないものもあったというようなことです。

河添課長 ほかに、何かございますか。

はい、お願いします。

早瀬委員 ありがとうございます。私、初めてなので、よく勉強していれば分かるのかもしれませんが、現地との関係というのが出てきたのですけれども、その現地の情報というのは、日本のアセスメントだったら、国だとか自治体レベルだったら住民レベルとのコミュニケーションがあるのですが、この場合の現地との関係というときに、我々が見ることのできる情報はこういった情報なのかちょっと教えていただけたら。

村山委員 説明会や答申案の協議をする段階では、現地で活動されている調査団、コンサルタントの方との議論ができておりました。その段階ではパワーポイントのスライドで現地の様子を写真で映していただいたりしてお話を伺う。こちらから質問があれば答えていただく。我々が見て歩いていろいろ質問するということはできないのですが、JICAが各地にお持ちの事務所と回線をつなげてテレビ会議という形を頻繁に取って、できるだけ現地の情報が伝わるような方法をとっていただいたということです。

河添課長 そのほかには、特に。よろしいですかね。ありがとうございました。

では、引き続きですけれども、私のほうから、助言委員会の運営のルールをお話させていた

だきます。勿論、助言委員会の皆様に期待するのは専門的な見地からの我々に対する助言であります。JICAがルールに基づき、本日選任される助言委員会委員長、副委員長ともども二人三脚でこの会合を運営して行くことになります。その円滑な運営を行うためのルールを設置要項ということでまとめてあります。

この要項自体も、あるいは運用目安自体も有識者委員会の場で相当議論されて策定されておるものです。ここまでやれば、随分透明に、あるいはチェックアンドバランスも働くのではないかという想定の下に作られておるものです。

手元の資料の5番をご覧くださいと思います。ここにに基づき説明させていただきます。まず、目的。目的のところは「環境社会配慮の支援」および「確認に関する助言を得るために設置する」助言委員会について、この要項の中に書かれております。助言委員会の設置については環境社会配慮ガイドラインにも規定されている。その助言委員会の運営の要項についてはこの中に規定されているという位置付けです。

委員会の業務ですけれども、(1)のところは 協力準備調査に対する助言、 環境レビュー。その後ろのページにまいりますと 開発計画調査型技術協力。 緊急時の措置というふうに書いてあります。

具体的に申しますと協力準備調査、事業を始める前に行う調査。この段階が事業の方向付けに於いて一番重要な段階なわけですけれども、この協力準備調査の中で、スコーピング案及び報告書のドラフトに対して我々は助言をいただくことになります。そのやり方についてですけれども、ではこのタイミングはいかなるタイミングなのかというと、6番の資料をご覧くださいければと思います。

今お話しているのは案件形成 / 準備段階のところになります。ここで協力準備調査というものがあります。ですので、案件を形成する段階で皆様に助言をいただく。ここでスコーピングの段階、一番初期の段階です。ワーキンググループの会合で行います。また、調査の終了間近に報告書のドラフトというものができてまいります。ここでも、ワーキンググループの会合で行うということになります。今私は、ワーキンググループとお話しましたがけれども、この言葉は後で出てきます。少数の委員の方で構成する小委員会です。そのようなかたちでワーキンググループ会合を行っていきます。

協力準備調査の段階。また5番の資料に戻っていただきまして、次に環境レビューの段階です。環境レビューの段階は2つのパターンがあります。 協力準備調査を実施した案件の場合、この場合はすでに一通りの協力準備調査の中で助言もいただいておりますので、JICAのほ

うはこの助言を如何に反映させ事業をやって行くのかと、最後に報告させていただいた内容から何か変化がありましたら、その点を全体会合の中でお話しさせていただくというかたちになります。ですので、 の (b) のほうが主な会の運営のやり方になります。

その一方で、 のほう、協力準備調査を実施していない案件の場合。これはどういう場合かというと、相手国政府がフィージビリティスタディをそろえて J I C A のほうに要請をするような場合です。その場合、これはさすがに助言委員の方々においても始めて目にするような報告書が出てくるわけですのでしっかりと議論をしたほうがよろしい。というわけで、 (a) のパターンです。 のところは (a) のパターンで、「 J I C A が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には」、我々は助言を求めることになります。「 W G に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、 W G は助言案を作成し、委員会に報告する」という形式をとります。ワーキンググループの型式でやります。 (b) のほうはほとんど例外とさせていただいて結構です。まずワーキンググループのほうにお話をさせていただき、そこから助言を得るという型式で助言を得ていきます。

その次のページのほうにいくと、今度はモニタリングの段階になります。この段階ですけれども、報告をした案件のうち、モニタリング段階において、助言委員会で報告を行った案件について、モニタリングの段階でもご報告させていただくということになっています。

あと、開発計画調査方技術協力。これは具体的にいうと、マスタープラン調査です。具体的な案件だけを想定しているのではなくて、もう少し幅広い地域開発の計画、全体計画ですね、そういったものを取り扱う場合もあります。開発調査というもので、開発計画調査型技術協力。この場合も、協力準備調査と同じようなかたちで助言をいただくことになります。様々なタイプのマスタープラン、あるいはフィージビリティスタディ、そういったものについて助言をいただき、あるいは環境レビューの前にも、環境レビューというのは審査の前ですけれども、皆様の助言をいただいて J I C A は審査を行い意思決定を行うというプロセスになっております。

あと、委員会の構成ですけれども、こちらのほうは複数のワーキンググループを設けます。これは、助言作業の効率化ということです。先ほどの審査会の教訓の中にもありましたけれども、20人全員で一堂に会して助言を行っていく。それはそれで、様々な角度から助言を得られるわけですけれども、その一方で、おそらく我々の想定として1年間で70件超の案件を実は助言委員会にかけることになると思います。そのとき単純に掛け算をすると1ヶ月に何件になるかなと考えると、非常に膨大な作業になってきますので、そういう意味で効率的にワーキンググループで議論しようという仕組みにいたしました。

委員会で案件ごとに担当するワーキンググループを決めて作業を依頼するという仕組みになります。一方で、全体委員会はこのようなかたちで月に1回会合を持つことになります。ソソ全体委員会に於いてはワーキンググループから助言の報告を受け、その内容を確認する、その上で助言文書を確認する。要するにワーキンググループで助言の案を書いていただく、そのあとで、全体会合で確定するというプロセスを取るということです。また、電子的な手段によるコミュニケーションによる確定も行うことは可能とする。これは、特例ですね。基本的にはワーキンググループで議論をして助言を得るというやり方が実際の対応になります。

この部分でご理解いただきたいのは、全体会合というものがあります。月に1回行います。ワーキンググループの会合は適宜行ってまいります。実質の協議はワーキンググループのほうでやります。全体会合ではワーキンググループに委任する、あるいは委員を決める、あと助言の案を確認し確定するということを想定しております。ですので、ワーキンググループのほうに具体的なご説明をさせていただくことになります。JICAのほうはワーキンググループに対して説明をさせていただく。報告書等々をご覧頂き説明をさせていただく。ワーキンググループの中で主査を決めます。主査の方から全体会合の場で助言案をご説明いただく。そこで、全体会合で確定して行くことになります。ですので、JICAとのウインドウというか、直接の対話を持つのはワーキンググループが主となります。

その後ろのページにまいります。4.委員ですけれども、原則2年委嘱させていただきます。補充あるいは臨時の委員を選任するケースもあるかもしれません。その場合は、委員会ではかり、委員を委嘱するという手続きをとります。臨時の委員もあるということです。

あと委員長、副委員長。今日の会合の中では非常に重要なアジェンダの1つに委員長、副委員長の選任があります。委員長を1名、副委員長を1名ないし2名置く。委員会の議事進行は委員長にお願いしたい。副委員長はその委員長を補佐する、あるいは委員長がいらっしゃらない場合、職務を遂行できない場合に代行していただくというルールになります。

あとワーキンググループの作業ですけれども、委員のうち若干名あるいはその他必要な臨時委員若干名から構成される。ワーキンググループは原則として会合により助言案の作成作業を行う。電子的手段と書いてありますけれども、これは例外の取扱です。あと、主査が議事を行進し助言案を取りまとめることになります。この中で1つお話させていただくと、特定の案件に関し助言委員の立場以外の立場、例えば委託契約を結んでいる方とか、あるいは、JICAが案件形成の諮問を行う国内委員会とか、そういう立場から係わっている場合は、助言委員として係わっていただくのは非常に難しいケースもあることをご理解ください。特定の案件でJ

I C Aの事業と関連している場合など、委員長と相談しながら、ワーキンググループの委員として関わっていただくのがよろしいかどうかということをお相談させていただきながら進めていきます。

あと情報公開ですけれども、情報公開をJ I C Aも積極的にやっています。ワーキンググループの会合も公開を原則とします。ただ一部非公開の場合もあるかもしれません。これは秘密事項なり、そういったものを議論する、それが全面的な議論になる、会合の場で全面的に議論しなければならなくなるケースもあるかもしれません。そういった場合は非公開といった取扱いをする場合もあるということです。我々は公開を原則として運営しますが、非公開の場合もあるということについて、ご了承ください。

オブザーバーの発言も認めることができるというルールもあります。J I C Aの助言委員会ではオブザーバーの発言も認めます。有識者委員会のガイドラインを策定するプロセスもすべてそういうかたちでやってきているので、そのルールは踏襲するかたちにさせていただきます。ただ、会議の妨害を行ったものはこの限りではないと念のために書いてあります。

会議の議事録も公開します。今日、こうして私もお話しておりますけれども、これは逐語録として録っております。この議事録はウェブで公開します。ここまでやります。ウェブサイト上で発言者順に議事録を作成し公開して行くということをやっています。ワーキンググループの場合は議事要録でも可ということでご了承いただければと思います。あと、事務局、適用というところは書いてある通りでございます。

すみません、ここで1つご了承いただければと思うのですが、今回委嘱させていただく委員の皆様、J I C Aの環境社会配慮助言委員会の取組みを活動していただくということで、お名前と所属職位についてウェブ上で公表させていただきたく、よろしくご了承のほどお願いいたします。

この点いかがでしょうか。特に名前の公表を控えてくださいという方がもしいらっしゃるのであれば、そのようにさせていただきますが、よろしいですかね。はい、ご理解いただければと思います。

あと、今回助言委員会の運営ということは審査会のころと比較しても少し変わったやり方になるので、図表で説明しております。7番の資料をご覧ください。

ワーキンググループの会合形式と全体会合という形式の2つの形式がございますという話をしました。では実際にやるときにどういうふうな手順になってくるのかというのを簡単に説明させていただきます。これは実際にやってみればご理解いただけると思うのですが、枠

組みとしてはこういうものです。まずワーキンググループの会合準備ということで、資料のほうはJICAのほうで作成します。その次に全体会合の月例で行う会合でワーキンググループの割り当てを行うということになります。割り当てられたグループに資料をお届けさせていただきます。最短でも10日、10日以上取るようにいたします。その間、委員の皆様にはその資料をご覧ください、ワーキンググループに臨んでいただきたいと思います。しております。

ここには書かれていないのですが、ワーキンググループの会合の3日くらい前にご質問等いただくと、我々もワーキンググループの中で回答できるかと思しますので、ご協力をお願いします。質問、コメント等があればその節はお願いしたいと思います。ワーキンググループの中では担当の事業部が案件の内容、あるいは環境社会配慮の方針について説明させていただきます。審査部もこの席に同席します。私、あるいは、杉本がこのワーキンググループの場に同席させていただきます。ですから会合は我々が同席させていただき、助言の取りまとめに協力させていただくということになります。

助言案はその後、全体会合の前に事前配布されます。全体会合・月例ではワーキンググループの主査の方から助言案を作成した経緯、あるいはその内容についてご説明いただきます。ですので、この議論はある意味JICAから離れて、助言委員として助言を作成していただき、確定していただくというプロセスになってまいります。我々はそれを尊重することにさせていただきます。

全体会合のあとに更なる助言があるかどうかということなのですが、全体会合のところで先ほどお話ししましたが、全体会合の場はどちらかというとワーキンググループのほうに助言を委任する、確認をする場であるという位置付けになります。想定されるのは、全体会合ではこのようなかたちでお集まりいただきますけれども、ワーキンググループ以外の方々におかれましては具体的な案件の説明を受けていないという状況になると思います。

そういう意味では、助言案自体をご確認いただき、その提言内容を品質管理の観点から適切な内容になっておるのが、表現振りが適切か、あるいは一般の立場から分かりやすい、あるいは専門の立場から正しい表現が使われているのかということをご確認いただく場になります。その上で、更なる助言、提言等々がありましたら7日以内に事務局のほうにいただき、更にワーキンググループ会合を開くこととします。このときのワーキンググループ会合は当初割り当てられた、助言案を作成したワーキンググループになります。

全体会合で一通り助言を確定をしていく。要するに全体会合を開催したところで確認、承認していただくような進め方をお願いしたいと考えております。ある意味、全体会合の中で更な

る助言、更なる助言となるとなかなかきりがなくなる。迅速性の観点からも、この点はご了承いただければと存じます。

あと、全体会合方式については、ワーキンググループが行われない場合ですけれども、報告は担当事業部のほうから全体会合のほうに説明をさせていただきます。既に協力準備調査を実施した環境レビューですから、特段のご説明をするまでもない状況ではあるとは思いますが、事業部のほうから説明をさせていただきます。あと、モニタリングの報告の場合は審査部、必要に応じて事業部から報告を行うということになります。

最後に情報公開についての説明です。ここは、情報公開を我々は積極的にしていきます。ただ、秘密というか不開示という場合も中にはあります。我々の考え方は、ここで念のために確認させていただきますと協力準備調査の報告書なりはもう基本的には公開。公開の情報として皆様の手元にお渡しすることになります。ただ、その中に一部不開示のものがありましたら、その不開示の部分に関して我々は明示します。先ほどお話をさせていただいた不開示の部分については守秘義務をお守りいただければと思います。ですので、我々が明示しますということです。

独立行政法人の情報公開に関する法律、この法律の不開示情報に該当するところについても、できるだけ公開の方向で考えますけれども不開示の場合もあるという、その可能性についてはあらかじめご了承いただければと思います。特に、1)のところに「・審議、検討又は協議に関する情報」というのが不開示とすることができる情報と受け取れて、社内でも協力準備調査の報告書はそもそも検討状況にある情報ではないか。これを本当に公開するのかどうかというところは審議を重ねました。その一方で、我々の意思決定のプロセスとして、そのような情報に基づいているということをお助言委員会にもかけて、そこで議論し、意思決定につなげて行くというプロセスのほうに重要だろうということで、協力準備調査の報告書を助言委員会の資料として提出し、その場で提出した資料は公開ということをやっていきます。

情報公開の2ページのほうですけれども、では皆様にどのような資料が手渡されるのか、あるいはどういう情報がウェブサイトなりによっていくのかという主な種類が書かれています。環境社会配慮調査のスコーピング案、あるいは報告書のドラフト、これ、開示を行います。方法としては求めに応じて閲覧を行うか、例えばEメールでJICAが求めをいただきました。その場合は、我々は、郵送あるいは電子ファイルで情報提供を請求者のほうに行わせていただきます。そのような措置を取ります。また環境レビューのところですが、環境社会配慮文書、ここで環境社会配慮文書というのは環境アセスメント報告書とか住民移転計画書等々で

すけれども、こういうものも環境レビューの前にはウェブサイトで開示します。

ただ、その一方で不開示というものがあります。委員限りの資料として配布するものは、相手国の了解が得られていないような環境社会配慮文書の翻訳版、要するにインドネシア語とかスペイン語とかで書かれているものがある。我々はまだ審査のときには専門の者が英語翻訳したりするわけですが、その内容が実際に相手国の考え方、あるいは相手国の作成したものと全く一致しているかということ、翻訳版ですのでなんとも言えないところがあります。我々は努力します。相手国がこの情報を公開してもいいというご了承をいただけるような努力はしますけれども、もしも公開についてご了解を得られていないような場合には不開示とさせていただきます場合があります。

また、各段階共通で委員会の補足説明資料、配布した資料の公開です。あるいはワーキンググループ作成の助言案も公開させていただきます。ただ不開示の場合、相手国の作成した文書ということですね。こういったものは不開示の可能性もあるということになります。あと、オブザーバーの方にも発言を認めると先ほどお話ししました。また、資料の配布もオブザーバーにはさせていただきます。ただ、不開示の情報がある場合は、オブザーバーへの配布を差し控えさせていただきます場合がございますが、そのようなことができるだけないような進め方をして行きます。

ここまでで、皆様のほうから、ご質問等々ありましたら。

松下委員 どうもご説明ありがとうございました。京都大学の松下ですが、資料7番と書かれた資料ですが、助言委員会の運営概要で上のほう、「ワーキンググループ(WG)会合形式」がありまして、「助言委員会ワーキンググループ会合開催」とありまして、その下に「事業担当部がWG会合で案件説明」と。その後で「審査部がその場で助言案を取りまとめ」とありますが、この趣旨はワーキンググループでの議論を踏まえて審査部が助言案取りまとめを補佐していただける、そういうことでしょうか。

河添課長 その通りです。すみません言葉足らずで。

松下委員 ワーキンググループの役割がちょっと出てこないのです。

河添課長 我々が勝手に作文するということではございません。

松下委員 はい、分かりました。

河添課長 ワーキンググループをやっているその場で、我々もパソコンを持ち込んで、その助言案なりを整理して行く役割を果たします。その場で、このようなかたちでよろしいでしょうか、例えばプロジェクターに映してその内容について確認をさせていただくと。そういう

役割を担います。できるだけ迅速に、持ち帰りが少ないような形で、持ち帰りが多いとメール等のやり取りでまたお手数も掛けるかと思しますので、その場である程度の取りまとめ、迅速化を図りましょうという趣旨でございます。

原科教授 そうしたら図の表現を変えたほうがいいのではないですかね、取りまとめという、やはり誤解を招きますね。だから助言案取りまとめ作業の補助みたいなことですね。

河添課長 そうです。

原科教授 取りまとめだと、いま、松下先生からご質問があったように、後は審査部がやって行くみたいに。知らない人が見たらここはそうなっちゃいますね。書き直すか、あるいはこの分はなくてもいいくらいです。それだったら。事務局が作業を支援するくらいの表現でいい。だから審査部がその場で助言案を取りまとめという表現を止めて、事務局がその取りまとめ作業を支援するとか、そういう表現のほうがいいですね。そうすると誤解が解ける。

河添課長 はい。

村山委員 これまでの経験がどの程度今後も関係するか分かりませんが、説明を受けて、いろいろ質問が出た後に助言の内容がだんだん固まってくるということがわりと多かったのが事実です。資料5に書いてあるように、その場で飲めるのはもちろん望ましいと思いますが、それに加えて7日以内に事務局に対して必要と考える助言内容を連絡するとありますから、その場でまとめていただくのはもちろんかまわないのですが、追加のことも含めて考えると、必ずしもその場でまとめられるものでもないかなと思います。

加えて、助言案の最終的な内容については、これまで会議で決めていました。先ほど申し上げたように合議制でやっていたので、そのステップが今回はなくて、全体会で確認をすることですが、もしかするとその全体会合の中で少し議論を残して、最終的にどうするかということを議論した上で固まっていくということにもなるかなという気がします。

河添課長 その辺りは確かにケース・バイ・ケースで出てくる可能性もあると思います。ただ、その一方で、私たちも誠意をもって説明させていただきますので、ワーキンググループ会合で可能な限り助言を取り纏めていただければと思っている次第です。

全体会合の場で確かに主査のほうからご説明いただくことになりますので、そのときの議論あるいは確定の場で未確認あるいは何らか補足すべきことがあるのであれば、全体会合の場でもお話しいただいても結構かとは思いますが。

杉本 あとワーキンググループ会合ですけれども、これは徐々にということですが、人数は従来の審査会、こういった形で全委員に集まっていたものに比べますと、少し人数を絞ら

せて頂くことを考えています。その分、私どもの事業担当部の人間とある意味膝詰めで話をしていたらということ、ある意味質問があれば、その場でフランクに聞いて頂けるので、コミュニケーションもやりやすくなるかとも考えております。その場でいろいろと聞いていただいて、話を進めていければと考えている次第です。

河添課長 長谷川先生のほうからどうぞ。

長谷川委員 修道大学の長谷川でございます。ワーキンググループの会合の方法ですが、これまでの審査会は現地の事務所とテレビ電話でつながったり、それからJICAの担当者以外にコンサルさんが控えていて、いろいろな質問に答えてくれた。それから私どものように遠方から参加できない場合はやはりテレビ会議形式をやらせていただいたんです。これは全体会合もそうかもしれませんが、やはりそんなこと、今度、小さなグループになりますから、そんな大がかりなことまでなるのかどうかも含めて教えてください。

河添課長 テレビ会議、現地につなげての会議ももちろんやっていきたいと思います。現地のほうから実際のインプットがあったほうが具体的に分かりやすい、あるいは事実関係がはっきりするという話もあるかと思います。テレビ会議は積極的に使っていきたいと思います。また、そのような会議設定をさせていただきます、こちらのほうで。

あと、遠方からのご参加についても今までどおりテレビ会議をつなげてということは用意可能です。ですので、広島からいらっしゃるのもなかなか大変ですものね。

あとコンサルタントの方には、いらっしゃる場合は同席していただき、会議の場で基本JICAが説明させていただくわけですが、コンサルタントの方にも補足の説明をしていただく形もあります。そういう意味では今までの審査会と運営はあまり変わらないかもしれませんが、実質も。

石田委員 東京大学の石田です。今、いろいろお話を聞いていて、私の質問の中身もかなりカバーしていただいたので、あまり言うこともないですけれども、実際にこうやってワーキンググループの場で助言案の素案をというか、ほとんどまとめてしまわれるということは僕個人は非常に賛成していて、前回もその提案をしました。そのためにはまとめるためのプロセスが大事で、国際会議なんかでも半日とか1日かけて、みんな膝突き合わせてやった結果をラポーターするわけです。そのまとめるプロセスの膝を突き合わせるというところはおそらく今回、これまでのこの委員会とは少し違うところだと思います。そうすると、膝を突き合わせることによって、今度はおそらく公開できる内容というのは若干犠牲になる部分が出てくると思います。膝を突き合わせた議論を全部そのままテレビで言ったら大変なことがありますから、そう

いう技術的なこともあって、そこら辺をうまくやればいいのかと今お話を聞いていて思いました。

すみません、質問というより感想になってしまいました。

河添課長 ありがとうございます。1日の会議というのはあまり想定していないのですが、その一方で、小さなグループの中でやっていくということは対話を通して、議論も通してやっていくということだと思います。そういう意味ではそのプロセスは大事にしてやっていきたいと思ひますし、そのようなプロセスをとってやっていくということだと思います。

原科教授 気になったのは時間です。10日でこれをやるということですが、それはいいんですが、だから情報提供が必要ですね。今、石田先生がおっしゃった議論の場が1日ぐらいかけてやればかなりいいんですが、それでも少し間を置かないと冷静に判断できないでしょう。だから、審議が1回のみというのはかなり危険だと思うんです。標準としては最低2回ぐらいやったほうがいいのではないかと思います。

また、場合によってはもっと必要になるかもしれないでしょう。だから2週間程度でと規定してしまうと、これは相当、助言委員会の活動を規制してしまうので、ここはどうして最短2週間程度と書かなかったのだろうか。最短が入ればいいんです。

これでは2週間程度で終えなければいけないことになります。だけど、ものによってはそうはいかないのがあるでしょう。例えば本当にややこしい話で、現地を調べないとあと分からないとか、そういうようなことは100件に1件ぐらいはあるかもしれない。滅多にないけれども。滅多にないけどあり得ますね。だから2週間程度という表現はちょっとまずいと思ひます。最短ではないですか。最低2週間というのは非常に。でも2週間あれば2回ぐらい会議を開けますからね。半日ぐらいの会議を2回ぐらいね。そうすれば、まず1回議論して、それを整理していただく。それをもう1回見なおして、カームダウンして、少し冷静になってもう1回やれば、大体答えは出るでしょう。フィードバックプロセスが要ると思ひます。だから2週間というのは合理的だと思いますけど、例外的なものがありますから、最短2週間程度という表現がいいのではないですか。どうでしょうか。

河添課長 率直な話を申し上げますと、事業をやる側あるいは事業を運営していく側としての迅速性なりは、要するに相手国にできるだけニーズに応えていきたい、あるいは回答を出していきたいという立場も確かにあります。そこは皆様にもご理解いただける場所はあるかと思ひます。

その一方で、例えば非常に大規模な案件、あるいは環境社会配慮について非常に重要なもの

もあるかと思えます。その場合は一定のルールからある意味逸脱しての例外というのも当然あり得ると思えます。今までも大きな案件で、さまざまなご意見をいただいている案件もありますので、そういう教訓を生かして、要するに標準的にはこういう運営をしていきたいなと私たちは思っていますけれども、これをすべてではなく、必要なものについては議論をするという姿勢はもちろんとっておくべきだと。

原科教授 だから、ここで2週間程度と書かないで、2週間程度を目途にとか、そういう表現にしておかないとまずいですよ。これが多分ずっと参照されますから、ここでしっかり書いておかないと。2週間程度を目途としておかないとまずい。下に書いてありますが、このところに書いておかなければ。上に最短と書いてある。幅があるなら、そういう表現をしないと。

それからさっき「審査部がその場で助言を取りまとめ」という表現があります。「事務局が取りまとめ作業を支援」、そういう表現にしておけば良い。これから具体的な作業のときに、この記述で左右されてはまずいですから。

満田委員 FOE Japanの満田です。5ページ目の「環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安」の最初のページの環境レビュー段階の 協力準備調査を実施した案件の場合と 実施していない案件の場合の差ですが、すみません、確認させていただきたいのですが、これは文章を比べますと(a)の2行目から3行目の手続きといいますか、ワーキンググループに対して協力準備調査を実施している場合については環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行というふうなことになっておりまして、協力準備調査を実施していない場合は、環境社会配慮文書等に関する報告を行という表現の差になっていると思えます。確認したいのは、その文書の後ろに付いている、右肩に6が付いている「環境レビュー前後に行う業務フローについて」ですが、この審査段階の協力準備調査を実施しない場合と実施する場合で、実施しない場合はワーキンググループ会合形式、実施する場合は全体会合報告形式になっているのですが、この運用目安の文書を見ると手続き的な差はないので、これは両方このJICAさんがお作りになった7のページのフローチャートを見る限りにおいて、両方ともワーキンググループ会合形式なのかなと思いました。というのを確認させてください。

あと、この協力準備調査を実施する場合、上の協力準備調査段階の準備段階でのスコーピング段階、最終ドラフト段階、これは両方ともワーキンググループ会合形式になっていますが、運用目安でいきます、すみません、あっちこっちに飛ぶんですが、これは運用目安でいくと2番目のほうは全体会合形式ということなのかなと思ったのですが、それはどうなんだろうという質問でございます。よろしく申し上げます。

河添課長 ざっくり書いたのでこう表現してしまっているところがあるかもしれませんが。助言委員会のスコーピング段階もワーキンググループ形式でまず議論をして、その後に全体会合をやるという、そういうことですね。ですので、ワーキンググループをやって全体会合のほうで助言を確定する、その繰り返しで最終ドラフトのほうでも行われるということになります。ですので、そのプロセスは先ほどの7番の運営概要のところのルールに沿っているものをご理解いただければ。

ここで書いたのは全体報告形式になるものは、例えばですが、協力準備調査を実際に行って、そこでもう助言を二度にわたっていただいている。スコーピング段階とドラフトファイナルの段階と助言を両方ともいただいているものについては、さすがにその後に環境レビューに入るときは、もうすでに助言をいただいているので、ワーキンググループ会合を三度行う必要までないのではないかな。いただいた助言を最終ドラフトに反映して、そこで審査に入っていきますよ。特段の変更なり、あるいは大幅な修正なりはございませんでしたという報告をさせていただこうという会合になるので、全体会合のほうで報告させていただこうかと思っております。

河添課長 すみません、高橋委員がご退席されますので、一言、自己紹介をお願いします。

高橋委員 4時半ぐらいまでということで、申し訳ございません。共栄大学の高橋と申します。私の専門は自然環境政策関係、特に生物多様性あるいは保護地域の管理が専門であります。JICAとの関わりで言えば、インドネシアの生物多様性プロジェクトの初代リーダーをしました。そのほか、短期専門家や調査団などにも参加しています。よろしくお願いいたします。

河添課長 ありがとうございます。

杉本 今の点の若干の補足でございますが、協力準備調査が終わりまして、スムーズに環境レビューに流れていくような場合には、例えばもう1か月前に助言をいただいたばかりでございますということで、その状況を全体委員会でご報告させていただいてということが可能なということもありまして、このフローについてということでは全体会合報告形式ということで書いております。が、この実際の運用目安のところにはa、bということでオプションとしては2つ書いてございますのは、たとえ協力準備調査を実施した場合でありましても、場合によっては事情により、例えば間が2年あいてしまった場合、その間にいろいろ状況の変化があつてという場合には、また専門的な見地から助言をいただいて、ある部分、検討を少しやり直すということも必要になってくる場合があるかと思っております。そういった場合にはこの協力準備調査を実施する場合におきましても、この環境レビュー段階の助言委員会はワーキンググループ形式でまず開かせていただいて、その後、全体会合の形式で助言内容を確定させていただ

くということ考えています。

原科教授 それがちょっとミスリーディングかな。全体会合報告形式という表現をとっているから、こんがらがってしまった。全体会合では必ず報告するから、すべて報告でしょう。だから、これはミスリーディングなので、全体会合報告形式という呼び方はやめたほうがいいのではないですか。ワーキンググループを経由しないということですよ、ポイントは。それが分かるような表現。

河添課長 ワーキンググループを経由しない会合は直接全体会合。

原科教授 しないというふうに表現したほうがいい。全体会合報告はすべてやっていただきますからね。ワーキンググループを経由しない方式、そうしましょう。

福田委員 弁護士の福田と申します。よろしく願いいたします。

今のお話で頭がいろいろこんがらがっているのですが、この協力準備調査を実施した場合の環境レビュー段階の助言委員会の関わりというのは、全体会合への報告というのは原則的な形態であるという、そういう理解でいいんですよね。要するに(a)と(b)とありますが、さっきのご説明がよく分からなかった。(b)のほうが通常形態であるという、そういう話で、(a)は例外的にJICAとして助言を得たいと積極的に考えたときに適用される。協力準備調査を実施しない場合は原則例外がひっくり返るんだ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

河添課長 その通りでございます。全体会合方式で報告させていただくのが協力準備調査を行った後の対応です。

ほかにございますか。

福田委員 1点はただいまのところ環境レビュー段階での助言内容についてということですが、環境レビュー段階ではJICAが環境レビューで確認すべき事項について助言を求めるという表現が使われています。この表現のニュアンスというのがスッと落ちないので確認させていただきたいのですが、環境レビューで確認すべき事項というと、いろいろなレベルがあると思います。例えば生態系について十分確認すべきだとか、住民移転の補償の水準について確認すべきであるとか、そういうことを何かパッと思いついてしまうんですが、しかし、この段階では通常助言委員会の目の前のは環境アセスメント報告書なり、住民移転計画なりが出てきているということになると、確認すべき事項というよりは、ここが足りないのではないかとということ助言委員会としては助言したくなるということもあろうかと思いますが、この確認すべき事項という表現がどういうことをJICAとして意図してここで使っていらっしゃるのかということ伺いたいというのが1点です。

2点目は情報公開の点について、何点か質問があります。まず私は前身のJICAの環境社会配慮審査会のほうのメンバーではなかったものですから、まず審査会で資料なり、あるいは会議を一部非公開にするということがあったのかどうかということをお教えいただければと思います。

2点目ですが、その上で具体的にどのような場合に資料について非公開を前提に助言委員会に提供されるということがあるのか。先ほど具体的な例示として希少種の場所が分かるようなお話があったのですが、それ以外に具体的にどのような場合にそのようなことが起こるのか。あるいはどの程度の頻度でそういうことが生じるというふうな想定でいらっしゃるのかということをお今のJICAの事務局の皆さんのお考えの範囲で、分かる範囲でということをお教えいただければというふうに思います。

3点目で、これで最後ですが、設置要項を見ていると、ワーキンググループは非公開とすることもあるということになっているんですが、全体会合についてはすべて公開という前提になっています。しかし、先ほどの業務フローを確認させていただくと、ワーキンググループの中でまとめられた助言案というのが全体会合で説明され、全体会合の中でもおそらくワーキンググループに特に参加していらっしゃらなかった委員の方から助言の内容について、あるいは新たな意見、コメントというのが出されるということがあるかなと想定していらっしゃると思います。そうするとワーキンググループでは非公開の情報に基づき会議を非公開にして議論された内容を全体会合ではしかし公開の場で議論しなくてはならないということになってしまっていて、そこで若干議論できない内容が全体会合上出てきてしまうということもあり得るかなというふうに思うのですが、その点についてどういうふうにお考えなのかということをお教えください。

河添課長 事実関係から話をすると、審査会の非公開は今まで経験がないです。全部公開でやってきたというのが今までの事実です。

あと非公開にする場合ですけれども、今のところ具体的に想像しろと言われてもなかなか想像できないんです。基本的には公開だろうと思っているのです。その一方で、例えばですが、民間の事業者が行う、民間との連携の中でJICAが何らかの調査を担うという場合の、その調査の内容をすべて明らかにしたときに、民間の事業者が競争上不利を及ぼされてしまうような場合、これはなかなか具体的な例はまだないのですけれども、この様な事例は情報公開法の中にも例示で書かれているところがありますので、非公開というケースがあるかもしれないという話があります。

あと、ワーキンググループの中で秘密であったことが全体会合において報告されることにな

っている点ですが、全体会合はすべてオープンなので、そこでオープンになってしまうのではないかというお話でしたけれども、ワーキンググループの中で秘密で協議を行ったことは、これもある意味助言案の形でまとめられるわけです。その助言自体に秘密の内容が含まれるのかどうかというと、そのような内容自体はあまり含まれないのではないかと想定されます。我々が情報を提供する中では秘密はあり得るかもしれないけれども、いただく助言については公にする必要があるのではないかと考えておりますので、その助言案をベースに議論されるのであれば、それは秘密にする内容ではないのではないかと考える次第です。

あと、環境レビューで確認すべき事項についてですけれども、これはさまざまな側面があると思いますが、ここの中で言う確認すべき事項は、我々想定するに例えば協力準備調査で概ね網羅されるような助言をいただいているのではないかと思うのです。ですので、その場合は協力準備調査の助言委員会なりを通して、すべて網羅されているものと想像します。ですので、そういった網羅された、あるいは助言をいただいた報告書の内容を、公開は我々がしますので、その公開された情報を皆様にご覧いただいた上で、更に何か必要があるかというところから全体会合の中でお話をいただくことになるかと思っております。

杉本 今、いちばん最後に言われました環境レビューで確認すべき事項で、まさにワーキンググループでは先ほど福田委員からご指摘がありましたように、E I Aですとか、住民移転権、こういった資料をもう配布させていただいて、最終的にJ I C Aとして判断を下すような、確認を行うようなプロセスに今入っているというところで、最終的にはこのテーマをきちんと確認するべきなりという点がもしあれば、そこでいただくということです。ですので、極めて内容としては実際的なところになってくるのかなと想像しています。

原科教授 確認します。委員会の会合はすべて公開ですね。ワーキンググループの会合も原則として公開です。その中の会合の一部のところでは秘密のものがある場合には、その部分を部分的に非公開という意味ですから、ワーキンググループが全部非公開、さっきどなたかがおっしゃった、そうではありません。ワーキンググループもオープンなんです。だけど部分的に非公開にしなければいけない部分があるかも知れない。ただ、これまでのJ I C Aの経験では全く非公開にするとは全くなかったのです。私もいろいろな自治体の審査会をやってきましたが、ほとんどないです。愛知万博のときにはありました。これはほんの一部だったのですが。愛知万博も何十回も会議をやったけど、ほんの一部で、しかも30分程度。この場合はオオタカの生息の場所、その議論のときだけは30分程度非公開です。その前後はずっとオープンですから。そういうやり方ですから、そんなに滅多に起こらないと思います。これが、これまでの実際の

経験です。

福田委員 ご説明いただき、ありがとうございます。今、原科先生がおっしゃるとおりだと思うのですが、非公開を前提に、情報をいただいて非公開で議論しなければいけないというのは、私たち助言委員として外部にどういうふうな説明責任を果たすのかという点でもかなり厳しい立場に置かれざるを得ないというところがあるので、先ほどから何度も河添さんが公開が原則ですと、あるいは非公開と言っても今はこういう状況が想定されるというのをパッパッと思いつくわけではございませんという話でいただいているかと思うんですが、もし非公開の情報がどうしても我々が助言をするという目的との関係で必要であるということになった場合は、それはそれでご相談いただいたほうがよろしいのかなと思うんです。それはまさに極めて例外的な事項として、委員長なり副委員長といった方々にご相談いただくとか、そういったことを踏まえて、助言を行うために本当に情報を提供することは必要なのか。それは非公開とすることにメリット、デメリットのある話なので、それは事前に委員会にご相談させていただいたほうがもしかしたらよろしい話なのかというふうに思ったという点が1点です。

原科教授 あるいは拡大のワーキンググループにしてもいい。一瞬、30分とかを。ワーキンググループを拡大でやってしまえばいい。全体会合の一部で。それでもいいですね。そうすると一応、理屈は合う。

福田委員 それについては皆様でご検討して。

原科教授 おっしゃることは分かります。

福田委員 もう一つ情報公開の何を公開して、何を公開しないかという中に、実は助言そのものを書いていないんです。助言案についてはウェブサイトで公開と書いてありますが、助言そのもの。もちろん公開だという前提で多分すべてお話しいただいているかと思いますが、その点を資料上明確にさせていただいたほうがよろしい点かというふうに思いました。

河添課長 最終成果物については公開を行います。

福田委員 私が先ほど申し上げたのは助言案はもちろん公開されるという前提で、しかもそこに何か秘密の情報が含まれるということをおっしゃっているのではなくて、例えば助言案の根拠なり、あるいはそれに対してJICAのレスポンスというものが全体会合の中で議論される中で秘密とされる情報に触れてしまう可能性があるのではないかと、そういう趣旨で申し上げただけで、助言案も助言も当然公開される。そこには一切秘密の情報は含まれないという前提で議論されているということによろしいかと思えます。

河添課長 その通りであります。助言も助言案も公開。その議論のプロセスも公開。

岡崎部長 1点だけ追加させて下さい。審査部長の岡崎でございます。情報公開で会議を公開にするのは当然ですが、情報公開でこれまでに情報公開の対象にできなかった例として、私が経験した事例ですが、統合前のJ B I Cで円借款の審査をやっていたとき、E I Aは原則公開ですけれども、E I Aの中身について、イラクに円借款を出すときにプロジェクトの場所を特定できるものは公開資料から外してほしいという要請がイラク側からありました。それはテロの対象になり得るからでした。イラク政府からはプロジェクトの場所が特定される、細かに特定されるものについては、公開文書から外してほしいという強い要請がありまして外したことがあります。

こういう判断は私どものほうで勝手にするのではなくて、まさに福田委員がおっしゃったように今後、環境社会配慮確認を行うに当たって、我々が審査をする文献については、基本的にすべて公開いたしますけれども、逆に何を公開しないのかということについては、むしろ我々の方からこうこうこういう理由で公開はできないんだということを説明してご了解をいただくというスタンスを基本にしたいと思います。

満田委員 そういたしますと、情報公開に関する方針、資料8の2ページ目になりますが、いろいろな資料の公開方法の例ということで書かれているのですが、ちょっと気になっているのはいちばん下の環境社会配慮文書等以外の相手国作成文書(F / S 報告書等)ですが、扱いとしてはそのちょっと上にある環境社会配慮文書等の翻訳版と同じような方針で、要は相手国が非公開、了承しない場合は不開示の場合もあるというような理解でよろしいでしょうか。

河添課長 この扱いとしては同じものです。相手国が作成した文書で、相手国の了解が得られるかどうかというところが出てきますので、もちろん我々は相手国の了解を得るような努力をもちろんします。が、その一方で了承を得られない場合というのは、そのような文書で委員にご報告申し上げ、そこで助言をいただくというプロセスになってくるでしょうから、その節は委員限りでというお願いをする局面もあるかもしれません。ただ、そのようなことはできるだけないように進めていきたいとは思っている次第です。

すみません。時間も大分超過してしまいそう。でも、すみません、アジェンダで非常に重要なアジェンダがあとに残っていますので、休憩を5分程度挟んで、引き続き申し訳ないんですけどももう少しお付き合いいただければと思います。この後に委員長、副委員長の選任とワーキンググループの編成、2件具体的にもう事例が出てきていますので、そのワーキンググループの割り当て、今後のスケジュール、これについて進めていきたいと思います。

午後5時00分 休憩

午後5時06分 再開

河添課長 始めさせていただければと思います。次のセッションですけれども、皆様、簡単に自己紹介いただき、その後に委員長の選任、副委員長の選任をしていきたいと思います。僭越ですけれども進行は私のほうがまださせていただきます。委員長が決まりましたら、進行は委員長一任なわけですが、今日、委員長が決まり、この場でまた進行していくというのも難しいところもあると思いますので、私はサポート役としてそこからは立ち回ります。

では、委員の皆様の方から簡単に自己紹介をいただければ。この場で初めてお会いされる方もいらっしゃると思います。では石田委員からお願いできますか。

石田委員 今日はずみませんでした。間違えて本部のほうに行って遅れました。申し訳ありません。私ももともと漁業派でして、今でも気分は漁業に残しているんですが、最近は参加型開発のほうをかなりやっていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

岡山委員 名城大学の岡山と申します。去年までは名古屋大学にいたのですが、最終的に出たところは名古屋大学の大学院環境学研究科というところで、環境政策論講座というところにおりました。そちらで主に廃棄物計画に対する市民参加であるとか、あるいはウェイストマネジメントそのものを研究しております。最近、日本の案件ではなくて、主に韓国、中国、インドネシアというところに入ることが大変多くなっているので、今回のこともそちらの関係からお聞きして応募させていただきました。JICAの仕事をするのは初めてですので、どうぞよろしく願いいたします。

佐藤委員 佐藤と申します。東京都市大学で勤務しております。分野は環境教育で途上国の中での国際教育協力の中でJICAの案件の中でもいろいろ係らせていただいています。協力隊をはじめ教育協力とユネスコ関係の仕事をやっておりますので、その中でまたいろいろお手伝い、ご協力できればなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

谷本委員 恵泉女学園大学の谷本です。特に言うことはありません。ODAは30年やりましたけれども、最近は一切やっておりませんので、そういうことです。

二宮委員 山梨県立大学の二宮と申します。開発と環境に関する制度について研究しております関係で、JICAのガイドラインの策定委員会だとか、今回の有識者会議の議事録など、つぶさに何度か見させていただきました。そこでお名前を見知った先生方がたくさんおられまして、テレビで見た野球選手に本当に会うような、少年のような気持ちでおります。JICAとお仕事をさせていただくのは今回が初めてですので、いろいろ勉強しながらと思いますが、よろしく願いいたします。

長谷川委員 広島修道大学の長谷川でございます。中国四国代表として頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

早瀬委員 長崎から来ました早瀬です。九州代表かも分かりません。環境政策は行政のほうで長く経験を積んでいたんですが、今、市民の立場で行政、市民の役割をそこにどう組み込むのかということに関心を持ってやっております。

原嶋委員 原嶋でございます。よろしくお願いいたします。拓殖大学に所属しております。私は以前の審査会に当初から関与させていただきまして、引き続きお手伝いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日比委員 コンサベーションインターナショナルの日比と申します。よろしくお願いいたします。私どもは国際NGOでございまして、主に途上国で生物多様性を中心にやっていますが、最近では気候変動ですとか、あるいは地域開発などにも手を広げております。そういう観点で参加させていただきました。個人的には開発関係のコンサルを以前やっていたこともありますし、あとUNDPに勤めていたような経験もありますので、そういう視点も生かしながら務めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

平山委員 大東文化大学の平山と申します。よろしくお願いいたします。石田委員と同じように本部のほうに行きまして遅れてきました。大変失礼いたしました。

私の専門分野は環境法と環境政策ということで、国連のほうにもいたことがあります。このJICAとの関係では1期から、これで3期になると思いますが、3期まで続けてやらせていただくところでございます。よろしくお願いいたします。

福田委員 弁護士の福田でございます。よろしくお願いいたします。何名かの方はお前はメコウォッチの人間だろうということで、先ほど配られた新聞記事に既に私の名前がメコウォッチの人間として出ていたのですが、ガイドラインを作る際に有識者委員会の委員として関与させていただきまして、その後、紆余曲折を経まして、今、本業は弁護士をしておりますが、こういう過去の経験もあり、あるいは法律家という観点からもいろいろ議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

松下委員 京都大学の松下でございます。よろしくお願いいたします。JBICの環境ガイドラインの異議申立審査役をしばらくお手伝いしまして、その関係でJICAの新環境ガイドラインの有識者委員会にも参加致しました。そういった経験から、現実のプロジェクトにも係わってみようかと思ひまして、この助言委員会に加えていただきました。専門は環境政策です。よろしくお願いいたします。

松行委員 東京大学の松行でございます。専門は都市計画で、特にアジアの都市計画で、タイをフィールドにしてずっとやってきておりました。あと加えて土地利用計画に対しての戦略的アセスについての研究も行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

満田委員 F0E Japanの満田です。私もメコンウォッチに週に2日だけですが、勤務しております。F0E Japanでは開発金融と環境というプログラム、それから森林プログラムの2分野も担当しております。JICAとの関係については第1期の審査会の委員をさせていただきました。前回の改訂の有識者委員会、福田を引き継ぐ形で委員として入らせていただいております。よろしくお願いいたします。

村山委員 早稲田大学の村山と申します。よろしくお願いいたします。専門はこちらの名簿に書いてある通りですが、所属先が一文字抜けておまして、分かりにくい名前になっているんですが、理工学術院創造という名前を使っております。

原科教授 ドクター、博士課程の教育に重点を置いているのではないですか。

村山委員 そういうわけではありません。

原科教授 我々はそういう概念です。

村山委員 よろしくお願いいたします。

柳委員 明治大学の柳と申します。法科大学院で環境法を担当しています。環境アセスメントはアジアもヨーロッパも含めて研究素材としてこれまでやってきました。

2004年から2年間だけJICAの環境社会配慮審査会でいろいろな案件をやった経験があります。今日、いろいろと話を伺って、村山さんの先ほどの話も伺って、これからはもうちょっとフレッシュな気持ちでやりたいなというような気持ちを新たにしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

山本委員 海外環境協力センターの山本です。ただし、今は非常勤になっておりますので、通常職場には行っておりません。私は22年間、千葉県庁の環境行政をやっておまして、大気、廃棄物、水、騒音、振動、悪臭とか、いろいろやってきました。ここには水環境改善が専門になっているようですが、いちばん長かったのは大気です。大学の専門も大気だったので、そちらのほうがちょっと深い感じがあります。1992年に県を辞めまして、海外環境協力センターができたので、そこに所属しまして、国際協力を途上国に対してやってきました。JICAの長期専門家ではメキシコの環境プロジェクト、それからベトナムの水プロジェクト、両方を合わせて5年間経験しております。よろしくお願いいたします。

河添課長 どうもありがとうございました。

では次の議題に入っていきます。ここで委員の皆様にご決議いただければと思うのですが、委員長と副委員長の選任ということで進めてまいりたいと思います。委員長は1名、副委員長は1名または2名ということでありますので、ここについては委員の皆様にお預けしたいと思うのです。自薦、他薦は問いません。この機会に委員長になってみよう、あるいはどの方がよろしいのではないかとということ、率直にご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

柳委員 今日お配りいただいた資料の中の中にも委員の継続性とか、設置の要項の中の委員のところにも委員会の継続性が維持されるように配慮するとありました。もちろん運営の仕方も継続性というものが重要だと思えます。これまで2004年からJICAのほうでは3期6年にわたって、実質的には5年間だったと思いますが、委員長を務められてきた村山さんが適任だろうと思って推薦いたします。

河添課長 ありがとうございます。村山先生に委員長職ですね。他薦ということで、候補者としてまずは登録させていただくということで、あとほかご意見は。広くご意見を募りたいと思います。

村山先生ご本人のご意向もいかがかというところも気になるのですが。

村山委員 自分自身では言い出せないところです。

河添課長 異議なしという声があったということは、皆様ご賛同いただけますか。よろしいですか。村山先生、もう一度また委員長をお願いすることになりますけれども。皆様ご推薦されているということで、委員長職をぜひよろしく願いできればと思います。皆様、よろしいでしょうか。

〔拍手〕

河添課長 あと、副委員長職なのですけれども、こちらも自薦、他薦、皆様のほうからご意見がございましたら、承りたいと思います。

石田委員 何名。

河添課長 1名または2名ということでお願いしたいと思います。

柳委員 これは運営はワーキングで主査をやるのは副委員長もやらなければいけないんですよね。

河添課長 委員長、副委員長関係なく、ワーキンググループの主査はお願いしようと思います。

柳委員 できれば1つの主査をやり、もう1つのほうは副委員長が主査をやるというような

形になった場合、場合によっては副委員長の人は欠席する可能性もありますから、それぞれもう一方ずつ副委員長を置いて、副委員長は3名にしておいたほうがよろしいと思いますけれども。

原科教授 副委員長は3名ではなくて、1名か2名ですよ。

河添課長 ルールの中には2名と書いてありますが。

原科教授 2名まで可能です。

柳委員 3名いたほうがいいと思います。

河添課長 全体会合を進行していただくのが委員長の役割、もし委員長がいらっしゃらなかつたら副委員長の方にと。ワーキンググループはまた主査は別……。

原科教授 ワーキンググループは5、6個になるかもしれないからきりが無い。

原科教授 私は元座長として、我々の議論ではワーキンググループは5個、6個になる可能性があると思っていますので、副委員長で対応するのは難しいと思います。それだけです。意見というより我々の議論はそういうことでした。

河添課長 ワーキンググループの主査は互選で選びます。ワーキンググループの中の方から選ぶということになっていますので、そのワーキンググループの組み方で変わってくるという認識ではあります。

福田委員 副委員長は委員長を補佐するということかと思いますが、もし村山先生に何かこの方をお願いしたいというのがあればお伺いしたいなと思ったんですが。

村山委員 これまでの経験がおありだという意味では、お一人は審査会のほうで副委員長をされていた方がいらっしゃって、例えば6番の田中充先生や9番の長谷川弘先生が候補になるかなという気がします。

河添課長 田中先生は今日ご欠席です。まずご推薦がありました長谷川先生におかれまして。あと皆様ご意見はありますか。

長谷川委員 名前を挙げていただいて大変恐縮です。そういう意味だと田中先生は欠席裁判になるので難しい。あと第1期目をやられた柳先生もいらっしゃいます。1つ私困難は遠方なものですから、委員長が何かあったときにスムーズに対応できるかという、前回やらせてもらったときもそんな理由でもう一人の副委員長に振らざるを得なかったことがあったものですから、できれば即対応性からするとこの近辺の方のほうがいいのかなという気はします。もちろんほかにはいなければお受けいたしますけれども。

柳委員 僕の名前が挙がったので発言させていただければ、田中先生と欠席裁判ですけど

も、長谷川先生にぜひお願いしたいと思っております。

長谷川委員 あともう1つあるとすれば、平山先生が3回通してやっておられるので、そろそろ副委員長をやられてもどうかという気がするんですが。

平山委員 前にもこういうことがあったんですけども、そのときにも辞退させていただいております。今回もそのようにお願いしたいと思えます。

河添課長 ご推薦がありましたというふうに先生ご本人に伺ってみましょうか。では、そのような打診をさせていただきます。

原科教授 オブザーバーとして伺いますが、副委員長は2名になったの？

河添課長 委員長、いかがいたしましょうか。

村山委員 私自身、個人的には多いほうがありがたいです。3名のほうがありがたいんですが、難しいということなので、せめて2名お願いしたいです。

原科教授 最初からルールの変更はないから2名にしてください。元座長としてお願いします。

河添課長 そうしましたら、長谷川先生は非常に恐縮ですけども、もし差し支えなければということになりそうなのですが、よろしいですか。

長谷川委員 はい、お受けします。

河添課長 では皆様、長谷川先生で。田中先生は打診させていただきます。

原科教授 もしだめだったら委員長と副委員長でご相談いただくように決めておいたらどうですか。

河添課長 そうですね。次の会合のときに皆様に諮るということでもよろしいかと思えますので。では、この場はまず委員長は村山先生にお願いし、副委員長は長谷川先生にお願いするというので、よろしくお願いいたします。

ではこの次、ワーキンググループの編成検討ということで、実は7番のワーキンググループの割り当てにも関係してくるのですが、まずワーキンググループ自体は小さいワーキンググループをもともと想定していたのですが、その一方で最初に小さいワーキンググループで、4人とかいうワーキンググループで始めるとどのような要領でやっていいのか分からないというところもあり、今回、半数が初めて経験される方でもいらっしゃいますので、そういう意味ではまだ割り当てるのは尚早なような気がしております。ワーキンググループ会合をやってみて、慣れた上で小さなワーキンググループに割っていったらいかがでしょうかという提案があります。もしそのようなやり方でよろしいのであれば、7番の2案件、スリランカの案件とインド

ネシアの水力開発マスタープランについて、ご関心あるいはご都合が合う方、あるいは分野として関心がある方にワーキンググループの委員としてお願いしたいと思う次第です。委員長、そのようなやり方でよろしいですか。

では、ワーキンググループを割り当てる前にこの2つの案件について簡単にご説明する必要があります。名前だけではなかなか内容も分かりませんので。

原科教授 5時半は無理ですね。

河添課長 簡単に1、2分で説明はします。実際の審議はその後ですので、ここでいっぱいご質問をいただくことはないだろうと思います。

案件名だけで恐縮ですが、スリランカのほうは7月20日の午後2時ぐらいから始めたいと思っています。普通はこういう決め方はしないと思います。なぜかというと全体会合のほうで諮って、先生方の都合を伺いながら決めていくと思います。今回は最初なので、日程だけあらかじめ決まっています。案件の概要ですが、スリランカの南部のカル川という河川で護岸工事あるいは浸食対策を実施する案件です。その中には重要な影響として700名の住民移転がある見込みです。この協議はスコーピング案ですので、調査のいちばん最初の段階であり、環境社会配慮確認の項目が網羅されているかどうかと観点から助言をいただくこととなります。こちらの7月20日の案件について、お付き合いいただける先生はいらっしゃいますか。火曜日です。

石田先生、よろしいですね。

村山先生もよろしいですか。

2時間ぐらいは。もう少しかかるかもしれません。2時間はみていただければと思います。

原嶋先生もよろしいですか、はい。

今3名の先生方に。もう2、3名の方がいらっしゃると。

原科教授 5、6人いたほうがいい。皆さん、積極的に手を挙げてください。

20日を変えますか？

河添課長 調査団や事業部のスケジュールから、この日にやらないと難しい事情があります。すみません。

原科教授 ではインドネシアのほうも聞いてみて。

河添課長 とりあえずスリランカのほうは3名の方、それは確定として、インドネシアのほうを簡単に。

杉本 翌21日、水曜日になります。午後3時以降ぐらいになるかと思っています。インドネシア

ですが、若干調整すれば何とかなるかもしれないと思います。午後早めの時間ということですね。

柳委員 2時から4時の間でもいいですが。

杉本 例えば1時半はいかがでしょうか。

柳委員 1時半から3時半ぐらいまでだったら大丈夫です。

杉本 この場合でも今挙手いただいた方はご都合よろしいでしょうか。

時間は改めて確認して連絡させていただきます。場所はJICAの市ヶ谷となる予定です。

原科教授 インドネシアは4名ですね。

河添課長 アンケートをとったところ、今度からワーキンググループは月曜日か金曜日を開くような調整をさせていただくということで、今回については、すみません、例外措置として20日、21日で開催させていただくということでご了承いただければと思います。

では、第1回目についてはこのスリランカとインドネシアについては両日、今、挙手いただいた先生方あるいは事務局で声をかけますので、その方で助言をいただくということにしたらいいと思います。

原科教授 ちょっと言いにくいことですが、私はオブザーバーなので、まだ言いやすい。クオリティを高めるために委員謝金はしっかりきちんと出してください。皆さん大変な思いをして参加していただくのだから、これはご配慮ください。ということで、皆さん、ぜひご協力ください。

河添課長 委員の謝金について、あとでご連絡申し上げます。JICAの基準に基づいて支給させていただくことにします、もちろん。その一方で旅費ももちろん支給させていただきます。あとは謝金についてこちらの基準について、1時間あたり1万4,000円~7,000円の間です。そういう基準でやらさせていただきます。

次回の全体会合のスケジュールですが、8月6日か9日あたりに設定したらいかがと思うのですが、そのあたりは。ここは委員長のご都合を諮りつつ決めたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(日程調整)

では8月2日10時~12時ということで設定しましょうか。次の全体会合は2日です。そのときにこの2案件、ワーキンググループがやった案件の助言案を全体会合で承認、確認するという手続きになっています。一回り実際にワーキンググループを動かしていきましようということから始まるということです。

では、今日の議事は整いました。あと皆様のほうから何かございますか。

福田委員 ひとまずこの形でということは了解したのですが、今後、ワーキンググループをどのように分けていくのかという点については、8月議論を始めたほうがよろしいのかなというところもあるので、その辺の事務局のアイデアがあるのであれば事前にお知らせいただくと8月に議論しやすいのかなと思いました。

河添課長 調整はさせていただきます。それをできるだけ事前に皆様にご相談させていただきたいと思います。

満田委員 スケジュールのことですが、もし可能でしたら数か月にわたってある程度スケジュールを全体会合については決めておいていただけますと、私どもも予定を立てやすいと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

原科教授 全体会合は年間スケジュールを決めてしまったほうがいい。

河添課長 月曜日と金曜日を交互に組み合わせていくような形がいいのかもかもしれません。こちらのほうから提案します。年間で組んでみます。

福田委員 事務局の皆さんのほうで委員長、副委員長とご相談いただいて、日程案を次回いただいたほうが早いかと思います。

河添課長 分かりました。では、そのように。

岡崎部長 今日はどうもありがとうございました。この審査会、旧JICAの審査会を引き継ぎ、改めて助言委員会という形になりますが、まず委員の先生方も初めての方がたくさんいらっしゃいます。それから、旧JICAで議論の対象になった案件をはるかに上回る形でカテゴリーAということ的前提にしても、円借款の案件が入ってまいります。これは旧JICAで議論していたプロセスではありません。協力準備調査を終えた後、あるいは協力準備調査を経ずに直接要請がある案件についてどう審査をしていくかということで、旧JICAであれば報告書をいかにまとめるかというのが主眼でありましたが、今度の助言委員会の先生方に期待しておりますのは、最終的にプロジェクトに結びつくところが大きくなると思います。ですから、理想はもちろん助言委員会の先生方からいろいろなご助言をいただいて、私どもの地域部、審査部を中心にプロジェクトのアプレイザルをやってまいりますし、それから事業仕分けでいちばん指摘を受けたのは審査機能をもっと強化せよということでした。この審査機能の強化というのは、実際に我々がよくアプレイザルといいますが、事業仕分けで議論されていた中身はアプレイザルイコール審査でなくて、むしろプロジェクトのインプリメンテーションでした。ここをいかにきちんとやっていくか。要するにプロジェクトの審査というのは、ある意味ではま

だ何も起きていない段階で、こういうことをやればよいということで、プロジェクトが実際に立ち上がるのはその後何年もかかってからになります。そういうプロジェクトをスムーズに進めていき、かつ問題を未然に回避して防いでいくということを JICA として政府からも、あるいは国民からも要求されているわけですし、そのことにぜひ皆様のご助言をいただきたいと思っております。

ですから、これまで JICA がやってきたことに加えて、実際にプロジェクトのモニタリング、インプリメンテーションにも皆さんの助言をいただきたい。その中のやり方としては、例えば原科先生がおっしゃった助言委員の先生方にも現地に行っていただくようなこともあるかもしれません。先日外務省で発表されましたけれども、ODA における NGO との協力関係をもっと強めていくんだということもありました。例えばプロジェクトの審査あるいはモニタリングにもそういう方々に参画を求めていくとか、この新しいガイドラインを基に JICA 自身の仕事のやり方が変わっていく、あるいは JICA の職員自ら変わっていかなくてはならないということがあります。

審査部というのは JICA の中ではどうしても業務推進部門からすると、我々からあれはどうなんだ、これはどうなんだというチェック、牽制機能をかける部隊というのがいちばん役割ですが、一方で牽制機能をかけつつ、プロジェクトの推進をいかにスムーズに進めていくかということも課題としてございますので、皆様にいろいろな形でご助言をいただきたい。

また、プロジェクトが実際に動き出すということは、場合によるといただいた助言すべてを反映できないということもあるかと思えます。それがまた現実なのだろうと思えます。ですから、そういったことも含めて実務での経験や、あるいはご専門での研究の経験を踏まえて、私としては仕事を進めていきたいと思えますので、今日は第 1 回ということで、特に先ほど福田先生からお話がありましたが、日本人というのは、あるいは我々の世界でも全部フォーマリティをきちんと整えてから物事を進めていくというのがあると思えますが、我々にとっても新しいところがたくさんありますので、走りながら考えるということもおそらく相当出てくると思えます。例えばワーキンググループの運営の仕方もそうだと思います。新しい方が多いので、なるべく私どもとしては多くの方に入っていて、一方で専門分野をお持ちの先生には専門はぜひ生かしていただきたいと思っておりますので、ご本業の上にご負担をおかけすることになるかと思えますが、よろしく願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

河添課長 ありがとうございました。

長谷川委員 1つだけよろしいですか。ワーキンググループ予定されましたが、ほかのメンバーは今日いただいた資料を基にして、何か助言をするということは原則やらなくていいということですか。

河添課長 お声をかけます。もしワーキンググループに関与していただけるのであれば、お呼びして、助言をいただくということにさせていただきます。ご案内します。

原科教授 それはワーキンググループに入るという意味ですか。それともメモを送るという意味ですか。

河添課長 ワーキンググループに入るという意味で理解しておりますが。

長谷川委員 今のたまたま今回、資料が全員に配られたので、ワーキンググループに入っていないけれども助言をメールか何かで送ることができるかと。

岡崎部長 自分が係わりたくてもなかなかその日には行けないという場合は全然かまいませんので。

河添課長 今日お渡ししたものは助言委員会のときまでに、まずはサンプルをお渡ししているのですが、ワーキンググループの皆様には、修正したものをもう1回再送付させていただきます。

岡崎部長 あとはワーキンググループに時間的に参画できないとか、日程的に参画できないが、これはおれの専門分野だという場合には、それは委員会で諮りますから、そこに出ただければ、そこでまた発言していただくことも可能です。

原科教授 ワーキンググループに入ったほうが早くていいと思うから。なるべく早めにいただいたほうがいいです。

岡崎部長 可能な範囲でワーキンググループ、いくつ入っていただいてもかまいません。

河添課長 どうもありがとうございました。

午後5時50分 閉会